

「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校の対応

4月20日現在

1 学校運営の基本方針

地域の感染状況に応じた感染防止対策を徹底しながら、学校教育活動を継続していく。

2 感染防止対策の徹底

- 毎日の健康観察を実施し、生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校しないよう指導する。
- 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。
- 登下校中も含め、校内ではマスクを着用するよう指導する。
- 給食時は、対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。
- 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗を徹底するよう指導する。
- 教室等においては、生徒の机の間隔を、最大限確保する。また常時換気を実施する。
- 生徒同士でのカラオケや会食は感染リスクが高いことから控えさせる。

3 教育活動上の対応

- 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は行わない。
 - ・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・理科における生徒同士が近距離で活動する実験や観察
 - ・音楽における室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - ・美術における生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
 - ・技術・家庭における生徒同士が近距離で活動する調理実習
 - ・保健体育における生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- 部活動における対応
 - ・対外的な練習試合、合同練習は、実施周辺地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。
 - ・公式戦への参加は周辺地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。
 - ・生徒が密集したり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
 - ・活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、顧問等が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、顧問等が立ち会うことができない場合は実施しない。
 - ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。
 - ・部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導する。また、可能な限り換気をする。